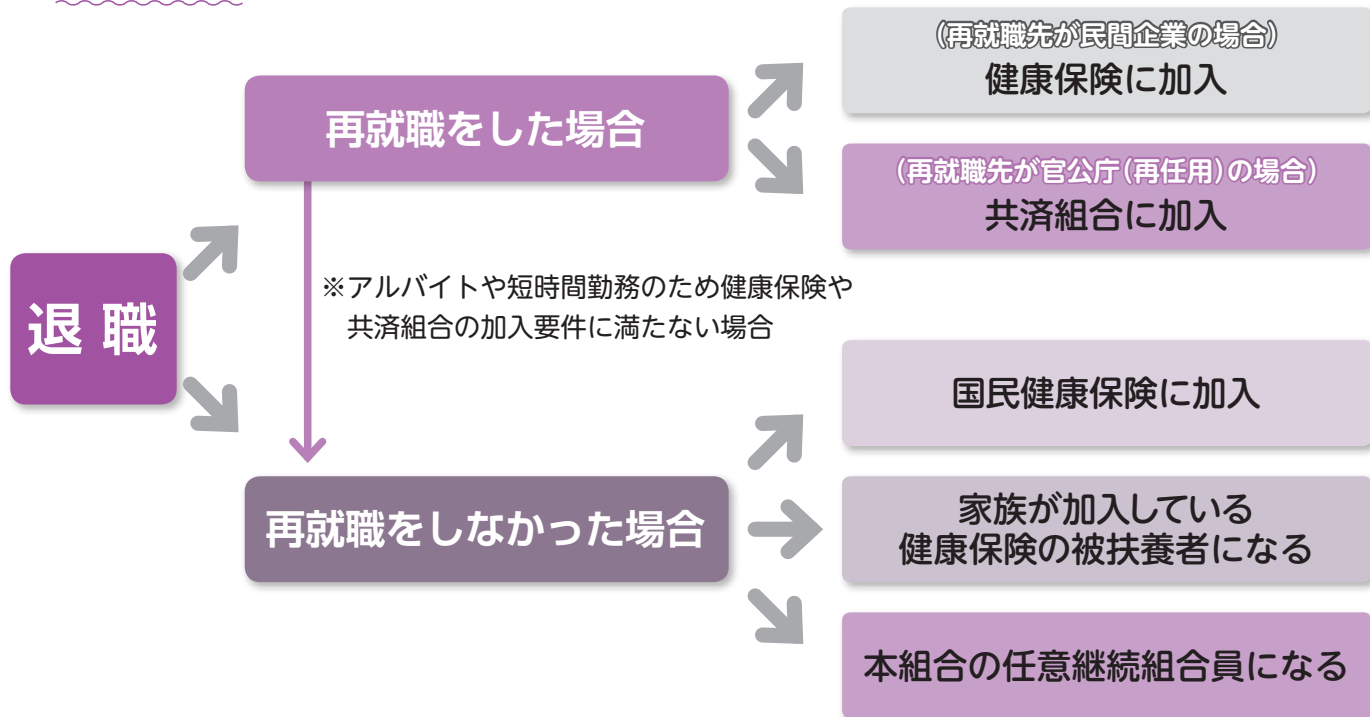


# 退職予定の組合員の皆さんへ

## 退職後の医療保険制度について

～ 加入の手続きは忘れなく ～

組合員が退職した場合には、何らかの健康保険制度に加入しなければならず、どの保険に加入するかは、再就職されるかどうかで異なります。



### 任意継続組合員制度の概要

#### ● 任意継続組合員とは

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職したときに、掛金(所属所の負担金分も含めた額)を負担することによって最長2年間、在職中と同様の短期給付(任意継続組合員の期間内に発生した傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く)が受けられ、福祉事業である貯金事業と貸付事業のうち高額医療貸付と出産貸付を利用することができます。

#### ● 加入手続き

「任意継続組合員資格取得申出書」を共済事務担当課を通じて、退職日から20日以内に共済組合へ提出してください。

#### ● 任意継続掛金

任意継続掛金は、次の①又は②のどちらか低い金額です。また、40歳以上65歳未満の方は、介護分も必要です。

- ① 退職時の標準報酬月額 × 掛金率<sup>(※1)</sup>
- ② 全組合員の平均標準報酬月額<sup>(※2)</sup> × 掛金率

※1 (参考) 令和元年度の掛金率

短期：98.43/1000 介護：15.00/1000

(令和2年度の掛金率は、3月頃の確定となります。)

※2 令和元年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額：380,000円

#### ● 納付方法

「年1回払い」又は「年2回払い」を基本とします。この場合、前納割引があります。